

令和元年第6回臨時会

孺恋村議会会議録

令和元年7月2日 開会
令和元年7月2日 閉会

孺恋村議会

令和元年第6回嬭恋村議会臨時会会議録目次

第 1 号 (7月2日)

○議事日程	1
○本日の会議に付した事件	1
○出席議員	1
○欠席議員	1
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	1
○事務局職員出席者	2
○開会及び開議の宣告	3
○議事日程の報告	3
○会議録署名議員の指名	3
○会期の決定	3
○議案審査について	4
○議案第37号の上程、説明	4
○議案第38号の上程、説明	4
○議案第37号の質疑、討論、採決	5
○議案第38号の質疑、討論、採決	7
○閉議及び閉会の宣告	10
○署名議員	11

令和元年第6回臨時村議会

(第1号)

令和元年第6回嬭恋村議会臨時会会議録

議事日程(第1号)

令和元年7月2日(火)午前10時00分開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
日程第 2 会期の決定
日程第 3 議案第37号 指定管理者の指定について(嬭恋村食事処「水車」)
日程第 4 議案第38号 工事請負契約の締結について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員(12名)

1番	黒岩敏行君	2番	土屋圭吾君
3番	石野時久君	4番	上坂建司君
5番	佐藤鈴江君	6番	土屋幸雄君
7番	松本幸君	8番	黒岩忠雄君
9番	伊藤洋子君	10番	大久保守君
11番	羽生田宗俊君	12番	大野克美君

欠席議員(なし)

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村長	熊川栄君	副村長	加藤康治君
教育長	地田功一君	総務課長	土屋和久君
総合政策課長	佐藤幸光君	税務課長	宮崎貴君
住民福祉課長	熊川真津美君	建設課長	宮崎芳弥君
農林振興課長	横沢貴博君	観光商工課長	地田繁君
上下水道課長	宮崎忠君	教育委員会 事務局長	熊川武彦君

会計管理者 熊川 さち子 君

事務局職員出席者

事務局長 黒岩 崇明 書記 宮崎 剛

開会 午前10時00分

◎開会及び開議の宣告

○議長（松本 幸君） 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員数は12名であります。地方自治法第113条の規定による定足数に達しておりますので、令和元年第6回婦恋村議会臨時会は成立いたしました。

よって、ただいまから開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（松本 幸君） 本日の議事日程は、別紙日程表のとおりといたします。

◎会議録署名議員の指名

○議長（松本 幸君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第124条の規定により、本会の会議録署名議員に、佐藤鈴江さん、土屋幸雄君を指名いたします。

◎会期の決定

○議長（松本 幸君） 日程第2、会期の決定を行います。

本臨時会の会期は、本日1日間にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松本 幸君） 異議なしと認めます。

よって、会期は1日間に決定いたしました。

◎議案審査について

○議長（松本 幸君） お諮りいたします。本日提出されました日程第3、議案第37号及び日程第4、議案第38号につきましては、提案説明までさせていただき、全員協議会で議案審査を行った後、質疑、討論、採決を行うことにしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松本 幸君） 異議なしと認めます。

よって、議案第37号及び議案第38号は、全員協議会終了後、議案審査することといたします。

◎議案第37号の上程、説明

○議長（松本 幸君） 日程第3、議案第37号 指定管理者の指定について（婦恋村食事処「水車」）を議題といたします。

本案について当局の説明を求めます。

村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 議案第37号の提案理由を説明させていただきます。

地方自治法第244条の2第6項に基づき、有限会社西窪を指定管理者として指定したいので、議会の議決を求めるものでございます。

慎重審議、ご指導いただきまして、ご承認いただきますようよろしくお願い申し上げます。

◎議案第38号の上程、説明

○議長（松本 幸君） 日程第4、議案第38号 工事請負契約の締結についてを議題といたします。

本案について当局の説明を求めます。

村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 議案第38号の提案理由を説明させていただきます。

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年嬭恋村条例第12号）第2条の規定によりまして、本案を提出するものでございます。

慎重審議、ご指導いただきまして、ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（松本 幸君） 休憩いたします。

休憩 午前10時03分

再開 午前11時29分

○議長（松本 幸君） 再開いたします。

◎議案第37号の質疑、討論、採決

○議長（松本 幸君） 議案第37号 指定管理者の指定について（嬭恋村食事処「水車」）について、これより質疑を行います。

ご質疑ありませんか。

伊藤議員。

○9番（伊藤洋子君） 協定書の3ページになるんですけども、あと仕様書のほうにも書いているんですけども、情報管理とか、あと守秘義務というか、そういったところ、結構村の方から、いろんなことが漏れているということを私の耳にも入ってくるんですけども、こういうのって、こうお店とか何かでも、いろんな情報とかが入ってくると思うんですね。

そういう点では、本当に公の施設を指定管理を受けるということでは、そういった点もすごい大事なことだと思いますので、その辺についての、村として指定管理者との関係をどのように考えているのか、きちんとそういう教示をしていくのかどうか、その辺についての考えを1点お聞きしたいのと、あと、4ページの業務計画書とか業務報告書、結構指定管理者のことが、私ども議会に見えにくい部分があるんですけども、やはり私たちがこの場で審

議するということでは、こういったことも私たちがいつでも見られるようにしてほしいなと思うんですけれども、その辺、例えば見る場合にはどういう方法で担当課に行けばいいのか、情報公開の手続をしなければいけないのか、その辺について2点質問させていただきます。

以上です。

○議長（松本 幸君） 村長。

[村長 熊川 栄君登壇]

○村長（熊川 栄君） 伊藤議員の質問にお答えをさせていただきます。

第3条の公共性のある範囲におきましては、当然、守秘義務がある部分があると思っておりますので、それはその公共性のある範囲において守秘義務の担保はしっかりと双方で確認をとりたいと思っています。

業務のアカウントビリティ、説明責任ですけれども、それはいつでも見ることができると思いますので、担当課のほうにお越しく下さい。

以上です。

○議長（松本 幸君） ほかにご質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（松本 幸君） ご質疑ありませんので、以上で質疑を終わります。

これより討論を行います。

ご意見ありませんか。

大久保議員。

○10番（大久保 守君） 賛成の立場で討論させていただきます。

鎌原、あそこの地域でこれから開発するというようなことで、第一弾で流木を切り、この第二弾目がこの水車小屋だと思うんですけれども、ただただ残念ながら、提出した書類が余りにもずさん過ぎるというところがあるのかなと思っています。

村には顧問弁護士さんもおりますし、そういう点を活用して、きちんとしたものを、やはり議会に出すというのが一番だと思いますので、そういう点を要望して賛成とさせていただきます。

○議長（松本 幸君） ほかにご意見ありませんか。

伊藤議員。

○9番（伊藤洋子君） 私も賛成の立場ですけれども、今後のことで、補強とかきちんと管理運営して行ってほしいということをお述べさせていただきたいと思います。

まず、先ほど全員協議会でお話しされた点は、私は特にトイレのほうにはこだわって、これまでもしてきましたけれども、24時間開いているトイレというのは、本当に管理が大変だと思うので、その辺は指定管理者の人ときちんと話し合うことと、先ほどの食堂経営者との関係の点できちんと、それこそ顧問弁護士とも相談したり、保健所との相談なんかをきちんとして、その点はもし分離が必要だったら分離して、トイレの管理は村が責任を持つとか、そういう方向もきちんとしていてほしいなと思います。

もう1点は、鎌原周辺整備ということで、もう何年もかかってやってきていることですが、来年度あたりがたしか仕上げの時期だと思いますので、それに向かって周辺整備、本当にこの食事処を最初として、きちんと加工場周辺整備をやって、あそこが本当に人が寄るいい場所になるように、真剣に取り組んでいくことを求めて、賛成とします。

○議長（松本 幸君） ほかにご意見ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松本 幸君） ご意見ありませんので、以上で討論を終わります。

直ちに採決を行います。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（松本 幸君） 起立全員であります。

よって、議案第37号は原案のとおり可決されました。

◎議案第38号の質疑、討論、採決

○議長（松本 幸君） 続きまして、議案第38号 工事請負契約の締結について、これより質疑を行います。

ご質疑ありませんか。

黒岩忠雄議員。

○8番（黒岩忠雄君） 当局にお願いというか要望というか、例えば7,000万円で最初出したら全てに断られたという状況で、2回目は6,800万円で落札と、この辺も私は最初は値段が安すぎて皆さん断ったのかなと思ったんです。

だけれども、村としても、とにかく万座が早くできなければ困る、議会もこんな、二度も

こんなことをして、臨時会までして決めるというような迷惑をかけるということも、私はいかんと思っております。

だから、村としても、何で7,000万円で拒否されたのかということもしっかり考えていただいて、婦恋村の業者ともよく話をし、それでできるだけ、そんな業者が気持ちよく落札できるというような方向でしていただきたいと、私はそう思います。

いずれにしましても、万座にしても早くできなければ困る。議会もこんな同じようなことを早く決めればいいものを、こういう迷惑がかかっている。私はそれがちょっと気になったので今言ったんだけど、これも答弁ひとつ、誰かしてください。

○議長（松本 幸君） 村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 万座の簡易水道につきましては、工期が冬場できません。したがって、以前も議会でもお話をさせていただきましたが、なるべく早く入札をし、そしてしかるべき企業、落札者が秋までに何としてもお願いしたいということで運んでまいりました。

しかしながら、結果的に、前回の入札の折に、入札者が決まらなかったという経緯がありました。

その都度、議会ではご報告を申し上げてきました。

設計の段階で、進入道路のところがちょっと工事するのになという話もあったやにはうかがいましたけれども、しっかりと入札審査会をその後しまして、そして手続的にのって今回落札者が決定したということでございます。

また、黒岩忠雄議員の言う意味もわかります。できるだけ、村内業者を育成したいと思っているのも事実でございます。

しかしながら、今回は時間の都合もあったということもございまして、手続も入札審査会を通ってきておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

よろしく申し上げます。

○議長（松本 幸君） 黒岩忠雄議員。

○8番（黒岩忠雄君） 今、村長の答弁がありました。

私が言いたいのは、こういったことがないように、ひとつ当局はよく調査・研究をして、どういうところが悪かったのか、反省できるところはして、今後ともこういうことがないように、ひとつよろしく申し上げます。

村長、もう一回答弁。

○議長（松本 幸君） 村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 入札審査会を通して、手続的には設計をして入札をするわけでございまして、手続的な瑕疵についてはないと、私は思っております。

しかしながら、結果としてこのような事態になったということでもあります。

また、現実的に工期が冬場全然できないということもありますので、何としても万座の水を確保するという必要性は、本当に秒を争う戦いだと思っておりますので、今回、ぜひともお認めいただいて、一日も早く着手をして、雪の降る前にある程度の方向性を定めて、工事も区切りをつけたいと思っておりますので、ご理解いただきたい。

もう1点、先ほど申しましたけれども、村内業者を育成するという基本的な考え方については、今も信念は変わりません。

手続的なものについては、今後検討することがあれば研究を重ねたいと思っておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長（松本 幸君） 黒岩忠雄議員。

○8番（黒岩忠雄君） わかりました。

そういうことで、村長、今度こういうことかなるべくないように、よく課長にも、よくお話しをして、お願いしたいと思っております。

よろしく申し上げます。

○議長（松本 幸君） ほかにご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松本 幸君） ご質疑ありませんので、以上で質疑を終わります。

これより討論を行います。

ご意見ありませんか。

上坂議員。

○4番（上坂建司君） 私は、今回は反対の立場で討論いたします。

いずれにしても、私が先ほど質問したことに対して、答弁が要領をよく得ていない、全くわかりやすすくない。

また、この入札審査会においては、もっと、ただいま黒岩議員が言ったように、慎重を期してやってもらいたいと、そういうことで今回は私は反対の立場をとります。

○議長（松本 幸君） ほかにご意見ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松本 幸君） ご意見ありませんので、以上で討論を終わります。

直ちに採決を行います。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（松本 幸君） 起立多数であります。

よって、議案第38号は原案のとおり可決されました。

◎閉議及び閉会の宣告

○議長（松本 幸君） 以上をもって、付議された案件の審議は全て終了しました。

よって、令和元年第6回婦恋村議会臨時会を閉会いたします。

大変ご苦労さまでした。

閉会 午前11時41分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和元年 月 日

議 長 松 本 幸

署 名 議 員 佐 藤 鈴 江

署 名 議 員 土 屋 幸 雄